

■CCUS 活用工事の実施項目と基準

実施項目	基準
①事業者情報登録	元請事業者及び下請事業者（CCUS技能者が所属する事業者）の事業者の登録
②現場・契約情報登録	当該工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録
③技能者情報登録	1 名以上の技能者の登録
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、CCUS技能者の就業履歴情報の登録(蓄積)を30人日分（30回カードタッチ）以上の登録

※既に事業者情報登録や技能者情報登録が完了している場合は基準をみたしているものとする